

## # 7 1 1 9に係るPRテレビCM制作・放送等 業務委託 仕様書

### 1 目的

令和5年夏頃に運用開始予定の愛媛県救急電話相談窓口（# 7 1 1 9）について、利用頻度UPの前提として広く県民に周知するため、認知度向上に向けたテレビCMを実施する。

### 2 事業期間

契約締結の日から令和5年8月31日（木）までとする。

### 3 業務内容

#### （1）テレビCMの制作

- ア 尺・本数：CMの長さは15秒スポット・制作本数は1本を原則とするが、より効果が期待できる提案がある場合にはこの限りではない。
- イ 内 容：愛媛県救急安心センター事業（# 7 1 1 9）について認知度向上が期待できるものであり、その利用の動機づけとなるもの。
- ウ 形 式：実写、アニメーション、CG等形式不問。
- エ ターゲット：10代後半以上の県民
- オ 素 材：基本的に受託者の方で用意すること。

#### （2）テレビCMの放映

- ア 放 送 物：（1）で制作したテレビCM。
- イ エ リ ア：愛媛県内（放送局の指定はしないが、無料で視聴可能な放送局であること。）
- ウ 期 間：事業開始前後でより望ましいCM効果が期待できる期間（3週間程度を想定）  
※詳細は、契約候補者と協議の上決定する。  
※事業開始は、最速で7月初旬予定。

#### （3）その他

- ア 制作したテレビCM用動画は、放送開始前日までに記録媒体（DVD）にコピー（2枚）して、委託者に納品すること。
- イ テレビCMを放送した時間帯、本数、番組の視聴率などの実績を書面にて報告すること。

### 4 著作権の取扱い

- （1）本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託者に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、委託者での使用を認めること。
- （2）受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物にかかる著作者人格権を行使できないものとする。
- （3）第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

## 5 その他の留意事項

- (1) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (2) 詳細な事業内容については、契約後に協議のうえ変更となる場合がある。
- (3) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと
- (4) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、委託者と受託者が協議の上決定すること。